

分科会委員追加検討テーマ

資料4

※その他①→グリーンWGに振り分けられた案件 その他②→農業WGに振り分けられた案件

提案者	規制改革事項	WG割り振り案	既存の関連案件
大上委員 ①	アジアワイドの航空市場統合(日ASEAN等の「広域マルチオープンスカイ交渉」への転換による、以遠・他国間輸送等の自由化)	その他②運輸(農業+その他②WG)	
②	貨物に関するチャーター便・臨時便の許認可制度の見直し(フォワード・チャーターの全面的解禁等)	その他②運輸(農業+その他②WG)	
寺田委員 ①	官民連携による水道事業の国際展開に関する地方公務員の派遣法制の整備	その他②アジア(農業+その他②WG)	
②	農地の賃借の許可の迅速化	農業	農業②
速水委員 ①	建築確認申請・審査手続きの円滑化	その他①住宅土地(グリーン+その他①WG)	その他①
②	木造1時間耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し。	グリーン	
③	木造校舎等の建設推進に障害となる、規模の制限(延床面積500平米以下)に関する規定の緩和。	グリーン	グリーン⑤ーb
佛田委員 ①	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(コスト削減・競争力強化・環境対策)	農業	
②	土地改良区に必要な、水路における小水力発電に関する規制緩和(環境・エネルギー対策)	グリーン	グリーン①
③	集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化(意志決定の透明性・公正性・担い手育成)	その他②地域活性化(農業+その他②WG)	
④	農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング及び転用権限についての国への権限委譲	農業	農業②
⑤	農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和(地域再生・観光資源化)	その他②地域活性化(農業+その他②WG)	
⑥	市街地調整区域(農振農用地域)の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	農業	
⑦	農地の村外(県外・国外)所有者の管理利用責任の義務化(効率化)	農業	
⑧	あらゆる農業地域金融への規制緩和	その他②金融(農業+その他②WG)	その他⑧

検討テーマ項目（分科会委員提案）

規制改革事項 （※必ず御記入下さい）	アジアワイドの航空市場統合（日ASEAN等の「広域マルチオープンスカイ交渉」への転換による、以遠・他国間輸送等の自由化）
規制の概要 （※必ず御記入下さい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交省がこれまで進めてきた航空自由化交渉では、相手国空港と日本の地方空港の間の運輸権（第4の自由まで）自由化する限られた自由化が進んだ。しかし、以遠権（第5の自由）や他国間輸送（第7の自由）等には依然強い制限がかかったまま。 ・ これは、特に貨物航空サービスのビジネスモデルにとって足かせ。諸外国の航空会社が日本に寄航する魅力を減じ、日本の製造業等の荷主が多様な航空会社の航空貨物便を利用する機会を減じるほか、日本の航空会社にとってのビジネスチャンスも減じる結果を生んでいる。 ・ 「第三国」との権利調整が必要な第5・第7の自由化は、これまでのような二国間交渉では困難。そのため、「広域マルチ・オープンスカイ政策」（日ASEAN等）へ転換すべき。
賛成の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物便については、第5（以遠権）／第7（他国間輸送）を広域マルチで自由化することが、日本の電機・電子等の高付加価値産業や輸出志向の農業が、高頻度の国際航空サービスをより低コストで利用するために必要。まずは、ASEAN および EU との間で、貨物専用便についての①第5～第7の自由化すべき。 ・ 旅客便については、2015年目標のASEAN域内航空市場統合に歩調をあわせ、まず日ASEANで第5の自由の無制限化を実現（中国、韓国、インド等によるASEANへのアプローチに日本も追いつく）。 ・ 日本の航空会社の競争力強化のために、アジアの他国間路線の市場へ参入する道（例えばシンガポール→ムンバイ等）を開くべき。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空交渉は、各国が自国の航空会社の権益を守るべく、運輸権等の交換を行われるもの。国際的な常識としても、ユーザーの利益に鑑みて行われるものではない。 ・ 日本の航空会社の競争力に鑑みれば以遠・他国間輸送の自由化は時期尚早。アジアの航空会社との競争力に不安。

<p>規制改革事項 (※必ず御記入下さい)</p>	<p>貨物に関するチャーター便・臨時便の許認可制度の見直し（フォワーダー・チャーターの全面的解禁等）</p>
<p>規制の概要 (※必ず御記入下さい)</p>	<p>●チャーター便 チャーターを運航する際には、航空法上の許可が必要。このとき、特に、フォワーダーによるチャーターを原則として禁止しており、外国航空会社を用機するチャーターには更に強い規制がかけられている。</p> <p>①国交省は、航空局長通達によりチャーターを「単一の荷送人が一機借り切る（OWN・ユース・チャーター）もの」を原則と定義づけ、フォワーダー・チャーター（フォワーダーが航空機をチャーターし、複数の荷主から集荷・混載）の運航を、スト等の緊急事態時を除き認めていない。</p> <p>②また、外国航空会社が日本と第三国の間でチャーター便を運航する「第三国チャーター」の場合、日本の航空会社がそれについて反対しない旨（ノン・オブジェクション・レター）を国土交通省に示す必要がある。</p> <p>●臨時便 臨時便を運航する際には、航空法上の認可が必要。このとき、航空自由化相手国の航空会社が、旅客定期便を運航している本邦空港との間で、臨時に貨物専用便を運航しようとしても認可されない等の不自由な運用がなされている。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>●チャーター便</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に立地する製造業は輸出の際、定期貨物便が集中する成田空港に向けて横持ち輸送した上で輸出している。これらは、リードタイムの長期化や追加的な国内物流コストの発生を招いている（追加的な国内輸送の必要は、温暖化対策の観点からも問題）。 ・「フォワーダー・チャーター」が全面的に解禁されれば、各地方空港においてフォワーダーが用機するチャーター便に貨物を載せることが可能になり、リードタイムの短縮や物流コストの削減を見込める。 ・また、「フォワーダー・チャーター」が全面的に解禁されれば、日本のフォワーダーが欧米のインテグレーター（自社で航空機を保有し、国際一貫物流事業を行う FEDEX 等の物流事業者）と競争することを可能にする。 <p>●臨時便</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と航空自由化協定が結ばれている国の航空会社であり、発着空港・便数・機材の選択を自由化されているにもかかわらず、日本の国内法の運用の場面で制約をかけるのは合理的でない。 ・定期旅客便が就航している区間で、臨時に貨物専用便を運航することが認められないことについて、合理的な理由が不明。
<p>慎重な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チャーターは、あくまで定期航空便では対応できない突発的な需要を埋めるための緊急措置。この原則を無視し、チャーターを自由化することは、定期便と非定期航空便との間で過度な競争を招き、航空会社の体力を損ね、安定的な定期航空便サービス提供に支障をきたす。 ・フォワーダー・チャーターの解禁は、日系航空会社を、チャーター専門の海外航空会社との過度な競争にさらすこととなり、経営の安定性を失うばかりか、安定的な航空サービスの提供に支障をきたす。

<p>規制改革事項 (※必ず御記入下さい)</p>	<p>官民連携による水道事業の国際展開に関する地方公務員の派遣法制の整備</p>
<p>規制の概要 (※必ず御記入下さい)</p>	<p>地方公務員法、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、地方公共団体が官民連携によって海外で活動することが想定されておらず、地方公務員の海外への派遣が事実上困難になっている。 官民連携による水道事業を展開する特定目的会社への地方公務員の派遣を可能にするよう明文化などの法制整備が必要である。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>アジア各国への水道事業の展開は国際貢献の観点からも重要な課題である。日本では水道事業は、水道施設等の技術は民間企業、運営実績や運営ノウハウは地方公共団体で持っている。日本が水道事業を海外へパッケージ（建設から運営まで）展開していくためには官民連携が不可欠である。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>憲法および公務員法では、すべて公務員は全体の奉仕者であり、公共の利益のため勤務しなければならないとされており、一企業の利益のために勤務することは想定されていない。</p>

規制改革事項 (※必ず御記入下さい)	農地の賃借の許可の迅速化
規制の概要 (※必ず御記入下さい)	企業の農業参入において、農地の賃貸借等は農業委員会の総会で許可を得る必要があるが、農業委員会の総会は月1回しか開催されず、企業側の準備が整っていても、農業参入に遅滞が生じるケースがある。農業委員会の総会の開催頻度を上げるなど、何らかの手段で農地賃借の許可手続きを迅速化すべきである。
賛成の意見	農業の新たな担い手となり得る企業の新規参入を促進するために、適切に農業を行なうことを前提に、農地の賃貸借手続きを迅速に行うべきである。
慎重な意見	

規制改革事項 (※必ず御記入下さい)	建築確認申請・審査手続きの円滑化
規制の概要 (※必ず御記入下さい)	<p>2007年の改正建築基準法の施行により審査期間が長期化している。</p> <p>2010年6月に「建築確認手続き等の運用改善の方針について」が施行される予定。</p> <p>これが自治体、審査機関等により運用に差が生じないよう周知徹底されること。</p> <p>審査件数に見合う適合性判定の体制を拡充すること。</p> <p>大臣認定、型式適合認定について基準の合理化、認定手続き・変更手続きの簡素化、迅速化、標準処理期間の明示を行うべき。</p> <p>住宅建設の際、建築確認、住宅性能評価、長期優良住宅認定、住宅瑕疵担保責任など様々な申請手続きが必要となっており、申請書類の簡素化、申請、審査のワンストップ化が必要。</p>
賛成の意見	
慎重な意見	

規制改革事項 (※必ず御記入下さい)	木造 1 時間耐火構造に関する性能評価試験 (大臣認定申請用) の試験方法の一部見直し。
規制の概要 (※必ず御記入下さい)	評価試験方法は「業務方法書」として整備されているが、外壁の性能評価試験方法の加熱後の放置場所について合理的でない点があり見直されるべき。
賛成の意見	
慎重な意見	

委員コメント：グリーンイノベーション⑤-bに関係する

規制改革事項 (※必ず御記入下さい)	木造校舎等の建設推進に障害となる、規模の制限(延床面積500平米以下)に関する規定の緩和。
規制の概要 (※必ず御記入下さい)	RCと木造の混構造の場合、延べ床面積によって剛性率の制限があるが、これを適用すると現実には計算上500平米以上の混構造の学校、店舗等は建てられない。500平米以下の住宅に限っては、告示により剛性率の検討は除外されており、住宅は建てられるが、学校等は不許可というケースが発生している。工学的な合理性のない、規模の制限は緩和するべき。
賛成の意見	
慎重な意見	

委員コメント：グリーンイノベーション⑤-bに追加できないか

検討課題

佛田利弘

①堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（コスト削減・競争力強化・環境対策）

堆肥の利用については、自家利用については問題はないが、一定程度の肥料的利用を行うにあたっては、成分の保証等が必要になり、利用が難しいと思われる。

また、有機質肥料の国際的消費増から価格も上昇し始めており、また、畜産農家にとっても、堆肥の有効利用を進めることが処理コストの低減はもとより、収益事業への変換が可能となる。

②土地改良区に必要な、水路における小水力発電に関する規制緩和（環境・エネルギー対策）

日本における用水路は、急勾配な箇所も多く、小水力発電に適している箇所も多い。昔は、水車や野菜の洗浄等にもよく使われていた。給水の水量の確保にさえ大きな障害が起きない限り、小水力発電（マイクロ発電）によって、電力供給が困難又はコストのかかか利用が可能になることから、獣害対策の電牧や微気象の情報収集の気象ロボット、ネットワークセンサーや無線 LAN、夜間照明等への電力供給が恒常的に可能となり、または、周辺農業施設への電力供給によってコスト削減の一助となる。

③集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化（意志決定の透明性・公正性・担い手育成）

各団体の理事や委員の推薦のプロセス等や住民自治のあり方は、集落ごとに議決方法に大きな格差があり、必ずしも、集落の民意と透明性を得たものとは言い切れない。さらに、家長制度等の習慣が色濃く残る地域にあつては、若年層の構成員の能力や意欲を削ぐケースも見受けられており、少子高齢化を見据えた日本社会のあるべき集落自治のあり方を定義してゆくべきであり、その公平公正な自治の実現により、活力ある地域の再生発展が期待される。

また、農業団体の意志決定の透明性が求められているが、そもそも、この集落での意志決定のプロセスとその考え方に起因するとも考えられる。

したがって、行政法人化することにより、そのプロセスを透明化し、公平公正な地域社会を作るとともに、疲弊した農村に活力を与えることが出来ると考えられる。また、集落営農が一部持つその社会性を明快に位置づけるためにも、集落や町内を行政法人化することが望ましい。

④農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング及び転用権限についての国への権限委譲

市町村や都道府県が農地の転用権限を一定程度持つことから、不合理な公共転用や第三セクター・民間転用が見受けられる。不法転用についても、強制執行の権限を持ちながらも現実にその処理が追いついていないケースも見受けられる。先進国にふさわしい美しい国と地域を実現するためにも、あるべき農業農村のあり方に沿ったゾーニングとその規制を厳正化すべきである。また、そのことによって集团的農地利用についても障害が発生していることから、一部の例外や事前に定めた利用法を除いて転用等の権限を基本的に国が持ち、地域住民が豊かな農業に触れることの出来る、競争力ある農業と美しい地域の実現に資する農地制度とすべきである。

⑤農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和（地域再生・観光資源化）

日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は極めて少ない。諸制度の規制や要件によって、高

コストな宿泊施設となっている。『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目（「新しい公共」、PFI）』という観点からも、国内外の老若問わず旅行者があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一貫として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。

⑥街化調整区域（農振農用地地域）の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）

市街化調整区域における直売所等の面積用途制限は、市街化調整区域の両側にある、市街化区域と都市計画の枠外にある地域との狭間にあつて、小規模で近隣集落のための施設とされていることから、地方都市部と農村部の狭間にあつて、生活者との交流が求められる重要な地域であることから、一定の制限を設けつつも、面積と用途の適切な拡大が望ましい。

⑦農地の村外（県外・国外）所有者の管理利用責任の義務化（効率化）

不在地主による農地の所有が増えつつあるなかで、農家組合の集金等の集落の管理コストが増大するとともに、集落が課す見えざる租税公課とその管理義務については、不在地主の意識として希薄化しつつある。また、耕作放棄地等については、その存在すら実態として放棄しつつあることから、結局、親戚や地元の関係者がかかりすることとなる。農地の利用集積からも弊害が生じており、農家経営の負担となっていることから、一定程度の管理利用責任を義務化すべきである。

⑧あらたな農業地域金融への規制緩和

『「新しい公共」を支える金融スキームの拡充』にあるように、NPO 金融や農業ファンドといったソーシャルファイナンスを助長させる規制緩和が求められる。従前の規模の経済を主軸にした金融のみの社会から、一方、範囲の経済や関係の経済を主軸にした公共社会金融の機能が求めはじめられており、農業をも包含した新たなソーシャルファイナンスを定義し、その運営に必要なスキームと制度整備が必要となる。